

第8期 富士宮市障がい者計画

(令和6年度 ~ 令和8年度)

富 士 宮 市

第8期富士宮市障がい者計画 市長挨拶文

はじめに

富士宮市では、平成18年4月の障害者自立支援法の施行からこれまで、障がいのある方に対する市民の理解の普及に努めるとともに、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図るため、『障がい者計画』、『障がい福祉計画』及び『障がい児福祉計画』を策定し、障がい福祉の推進に向け取り組んでまいりました。

この間、平成25年4月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改称され、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の生活への総合的な支援を開始しました。

様々な施策を講ずる上で、制度改正により、障がいのある方々が日常生活に混乱を生じることがないように努めてまいりましたが、現行の計画に基づき施策を推進し、展開する中で、いくつかの課題も明確になりました。

そこで、社会情勢や障がい者ニーズの変化を踏まえた上で、計画の進捗状況等について調査と検証を行い、この度、令和6年度から令和8年度までを遂行期間とする『**第8期富士宮市障がい者計画**』を新たに策定しました。あわせて、この計画を推進するため目標値として設定した『**第7期富士宮市障がい福祉計画**』、『**第3期富士宮市障がい児福祉計画**』を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき障害福祉の充実した安全安心なまちづくりの実現を目指してまいりますので、市民の皆様には、一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、貴重な御意見、御提言をくださいました障がいのある方や障害福祉に携わる関係者の方をはじめ、富士宮市地域自立支援協議会、障害専門委員会、富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会委員の皆様、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

富士宮市長 須藤 秀忠

目 次

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の動向 1

(2) 県・市の動向 2

第2章 計画の基本理念 3

第3章 計画の位置付け

1 根拠法令 3

2 他計画との関係 3

第4章 計画の期間

1 本計画の期間 6

第5章 障がい者の状況

1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の所持者数 8

(2) 身体障害者手帳の等級及び種別 8

2 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳の所持者数 10

(2) 療育手帳の等級 10

3 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数 11

(2) 精神障害者保健福祉手帳の等級 11

第6章 計画の体系

1 障害への理解・差別の解消

(1) 障害への理解の促進と福祉のまちづくりの推進 12

(2) インクルーシブ教育の推進 13

2	権利擁護の推進及び虐待の防止	
	(1) 障がい者の権利や意思を尊重していく社会の実現	14
	(2) 権利擁護と虐待防止	15
3	生活支援の充実	
	(1) 生活支援体制の整備・充実	15
4	社会参加の促進	
	(1) 外出・社会参加の促進	18
	(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	19
5	保健・医療の充実	
	(1) 障害の原因となる疾病等の予防	20
	(2) 障がい者のための保健・医療環境の確保	21
6	障がい児に対する支援体制の充実	
	(1) 早期発見・早期療育支援	22
	(2) 療育支援	22
	(3) 障がい児保育	23
	(4) 教育施策	23
7	就労支援の充実	
	(1) 雇用の促進	24
8	生活環境の整備	
	(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進	25
	(2) 居住環境の整備	26
	(3) 道路・公園等の整備	26
	(4) 交通に係る安全対策の充実	27
	(5) 防災・安全対策の充実	27
9	情報提供の充実	
	(1) 情報提供の充実	29
	(2) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	29

第7章 計画の見直し及び進捗管理	29
用語（注）	31

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

(1) 国の動向

障がい者施策において、国は、平成14年に、平成15年度から24年度までの10年間を計画年度とする「障害者基本計画」を、次いで第3次障害者基本計画（平成25年度～29年度）、第4次障害者基本計画（平成30年度～令和4年度）を経て、令和5年からの5年間を計画期間とする第5次障害者基本計画を策定し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去することを基本理念としています。

平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮^(※注6)」の概念が盛り込まれました。また、平成24年には、障害者総合支援法が施行されました。さらに、平成25年には、改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が制定され、令和3年には改正され、事業者による合理的配慮が義務化されました。

また、この間、障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）等が制定されました。

(2) 県・市の動向

静岡県では、平成5年5月に、平成14年度までの障がい者施策の基本指針である「静岡県障害者対策行動計画」(ふじのくに障害者プラン)を策定するとともに、国の「障害者プラン」(ノーマライゼーション7か年戦略)の策定を受けて、平成9年3月には、県計画を具体的に推進するため数値目標等を盛り込んだ同実施計画を策定しました。

また、平成15年3月には、平成18年度末までの「第一次静岡県障害者計画」(ふじのくに障害者プラン21)を策定しました。県では、その後、明らかになった課題や諸制度の急激な変革及び地域福祉を重視する社会情勢の変化に対応して、障がい者施策の基本的方向や推進方策及び達成すべきサービスの目標等を明らかにし、施策の総合的な推進を図るため、障害者プランの見直しを行い、平成19～23年度を計画年次とする「第2次静岡県障害者計画」を策定し、平成24年度には、平成25～29年度を計画年次とする「第3次静岡県障害者計画」を策定し、平成30～令和3年度を計画年次とする「第4次静岡県障害者計画」を策定しました。現行計画は、国の障害者基本計画の策定に倣って、令和4～令和7年度を計画年次とする「第5次静岡県障害者計画」を令和3年度に策定しました。

富士宮市においては、「第5次富士宮市総合計画後期基本計画」(令和3～令和7年度)の策定に併せて、地域福祉施策のマスタープランとなる、「富士宮市地域福祉推進計画」(令和4～令和7年度)を策定しました。この計画では、市が策定する地域福祉計画と社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画を共同作業により一本化した計画として策定しました。

平成18年度には、「障害者自立支援法」に基づく「富士宮市障害福祉計画」(平成18～20年度)を策定するに当たり、「第1期富士宮市障害者計画」(平成15～19年度)の最終年度の到来を待たず、両計画の整合性を図るため、新たな「第2期富士宮市障害者計画」(平成18～

20年度)を策定し、以後3年ごとに計画を策定しております。

第2章 計画の基本理念

この計画は、『リハビリテーション(※注2)』・『ノーマライゼーション(※注3)』の理念と、富士宮市地域福祉推進計画の基本理念である「いきいきと暮らし心をかけあう福祉のまち」の下、障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目的に、保健・医療・福祉・教育・労働部門などにおける「民・産・学・官」の協働により、人権尊重の視点に立った施策を推進し、障がい者が、必要な支援を受けながら、住み慣れた地域でいきいきと生活できる共生社会をつくることを基本理念とします。

第3章 計画の位置付け

1 根拠法令

本計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づくものです。

第11条第3項(抜粋)

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

2 他計画との関係

(1) 富士宮市総合計画

本計画は、第5次富士宮市総合計画後期基本計画の、「みんなの幸せと潤いを創出するまちづくり」(健康福祉)、「自立と社会参加により自分らしく暮らせる思いやりのまち」(障害者福祉)の体系に基づき、障がい児(者)に関する専門的・個別的な分野に係る計画とします。

(2) 保健・福祉部門個別事業計画

本計画は、「富士宮市地域福祉推進計画」の下、個別計画としての、

「障がい福祉計画」

「障がい児福祉計画」

「高齢者福祉計画」

「介護保険事業計画」

「健康増進計画」

「食育推進計画」

「歯科口腔保健計画」

「子ども・子育て支援事業計画」

「災害時等医療救護計画」

「避難行動要支援者避難支援計画」

「DV対策基本計画」

「自殺対策計画」

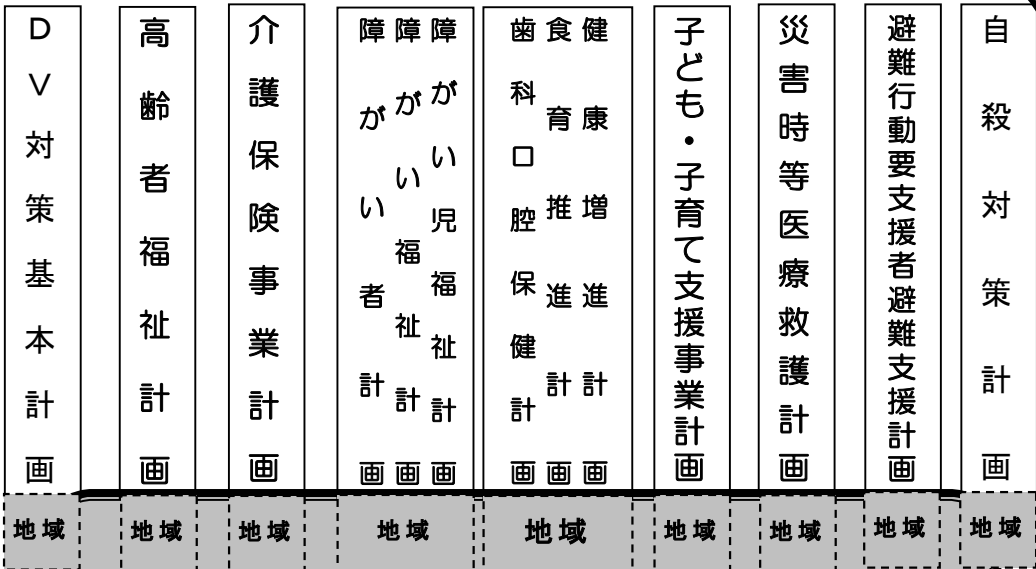
「重層的支援体制整備事業実施計画」

との整合性を保つものとします。

計画の位置付

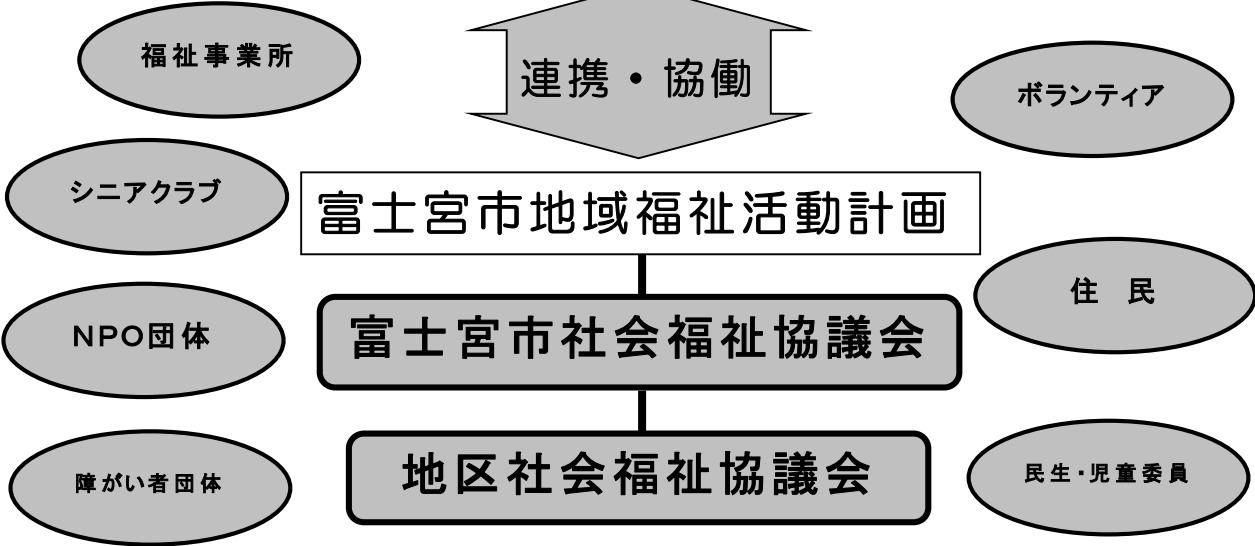
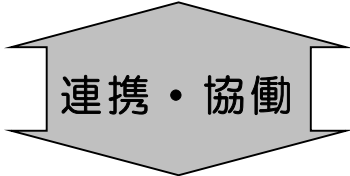
第5次富士宮市総合計画

保健・医療・福祉部門個別計画



富士宮市地域福祉推進計画

重層的支援体制整備事業実施計画



生活圏域

第4章 計画の期間

1 本計画の期間

障害者基本法に基づく国の障害者基本計画は、現在第5次障害者基本計画が策定され、計画期間が令和5年度から令和9年度までの5年間となっています。

本市における「第8期富士宮市障がい者計画」、「第7期富士宮市障がい福祉計画」及び「第3期富士宮市障がい児福祉計画」の計画年次は、令和6年度から令和8年度までとなります。

なお、計画を実施していく過程において、社会情勢や福祉環境の変化により、新たな施策への取組や計画の見直しが必要となった場合には、柔軟な見直しを実施することとします。

【当市におけるこれまでの計画】

第1期	富士宮市障害者計画	平成15年度～19年度
第2期	富士宮市障害者計画	平成18年度～20年度
第3期	富士宮市障害者計画	平成21年度～23年度
第4期	富士宮市障害者計画	平成24年度～26年度
第5期	富士宮市障がい者計画	平成27年度～29年度
第6期	富士宮市障がい者計画	平成30年度～令和2年度
第7期	富士宮市障がい者計画	令和3年度～5年度
第8期	富士宮市障がい者計画	令和6年度～8年度

【関連計画】

第1期	富士宮市障害福祉計画	平成18年度～20年度
第2期	富士宮市障害福祉計画	平成21年度～23年度
第3期	富士宮市障害福祉計画	平成24年度～26年度
第4期	富士宮市障がい福祉計画	平成27年度～29年度
第5期	富士宮市障がい福祉計画	平成30年度～令和2年度
第6期	富士宮市障がい福祉計画	令和3年度～5年度
第7期	富士宮市障がい福祉計画	令和6年度～8年度
第1期	富士宮市障がい児福祉計画	平成30年度～令和2年度
第2期	富士宮市障がい児福祉計画	令和3年度～5年度
第3期	富士宮市障がい児福祉計画	令和6年度～8年度

第5章 障がい者の状況

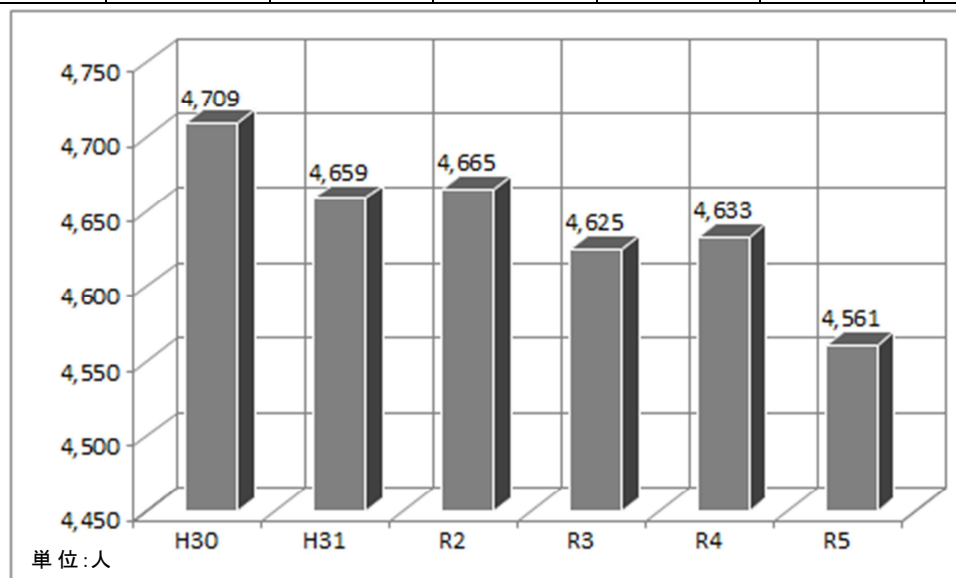
1 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳の所持者数

身体障害者手帳の所持者数は、令和5年4月1日現在 4,561 人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

(単位：人)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
手帳所持者数	4,709	4,659	4,665	4,625	4,633	4,561
市の人口	133,920	132,651	131,853	130,811	129,654	128,644
人口割合(%)	3.52	3.51	3.54	3.54	3.57	3.55



(2) 身体障害者手帳の等級及び種別

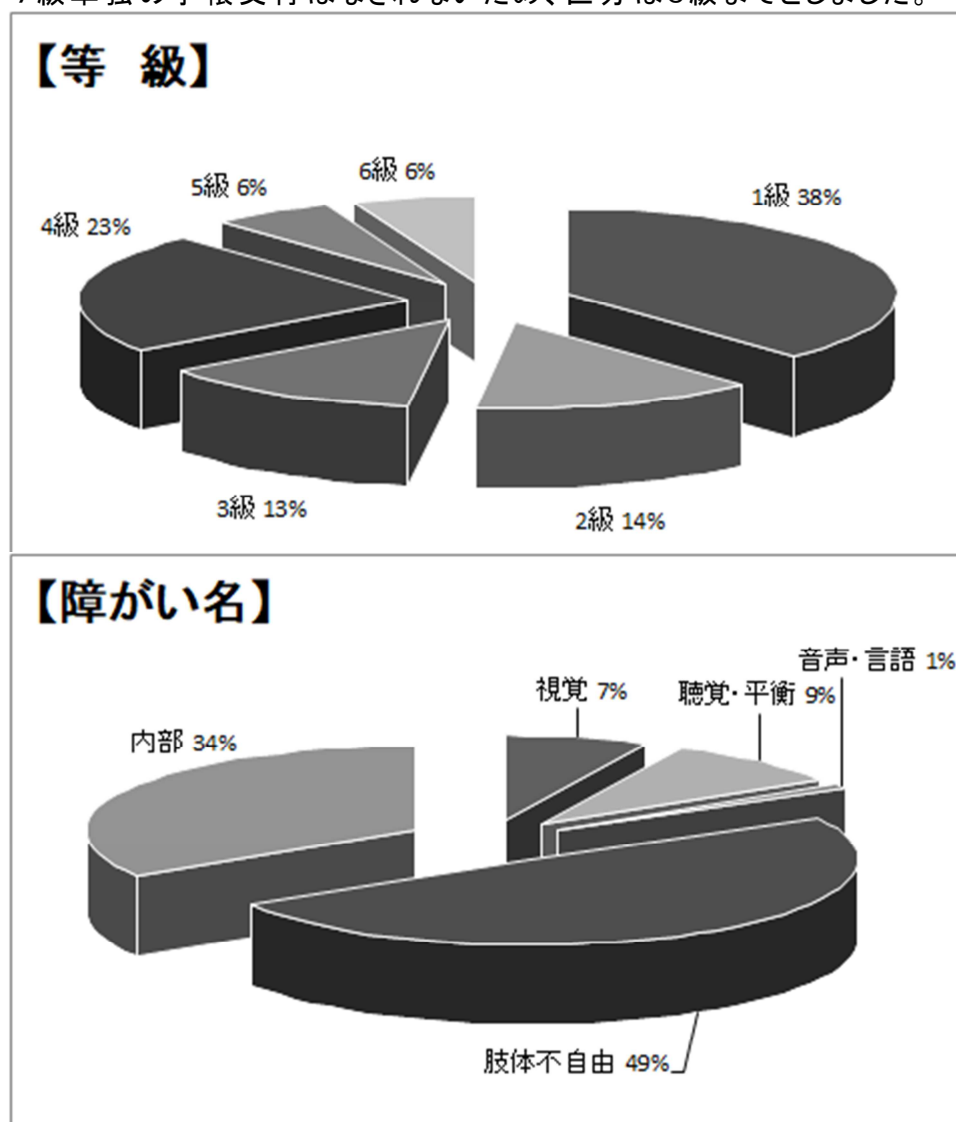
主たる障害の種別では、肢体不自由が 2,242 人 (49%) で最も多く、次に内部障害が 1,535 人 (34%)、聴覚・平衡障がい が 415 人 (9%)、視覚障害が 308 人 (7%)、音声・言語障害が 61 人 (1%) の順となっています。

障害の等級では、1級が 1,731 人 (38%) で最も多く、次に4級が 1,058 人 (23%)、2級が 658 人 (14%)、3級が 616 人 (13%)、5級が 256 人 (6%)、6級 242 人 (6%) の順となっており、重度の障がい者 (1・2級) は、全体の 52% を占めています。

(単位:人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	100	3	2	572	1,054	1,731
2級	97	84	4	460	13	658
3級	23	30	33	343	187	616
4級	31	170	22	554	281	1,058
5級	51	2		203		256
6級	6	126		110		242
合計	308	415	61	2,242	1,535	4,561

※ 7級単独の手帳交付はなされないため、区分は6級までとしました。



2 知的障がい者の状況

(1) 療育手帳の所持者数

令和5年4月1日現在 1,282 人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

(単位:人)

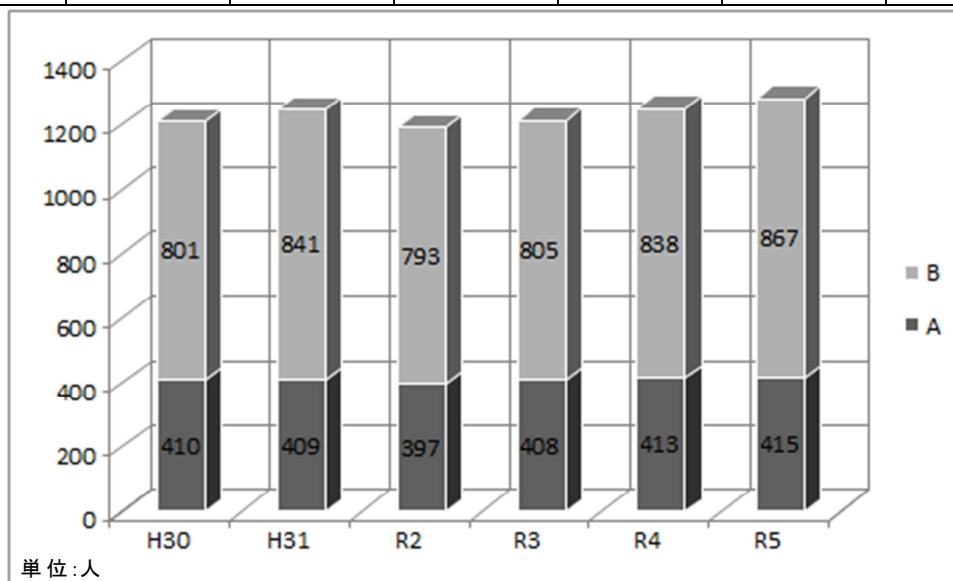
区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
手帳所持者数	1,211	1,250	1,190	1,213	1,251	1,282
市の人口	133,920	132,651	131,853	130,811	129,654	128,644
人口割合(%)	0.90	0.94	0.90	0.93	0.96	1.00

(2) 療育手帳の等級

令和5年4月1日現在、重度・最重度(A判定)が 415 人(32%)、軽度・中度(B判定)が 867 人(68%)です。

(単位:人)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
A	410	409	397	408	413	415
B	801	841	793	805	838	867
合 計	1,211	1,250	1,190	1,213	1,251	1,282



3 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数

令和5年4月1日現在 879 人となっています。年度ごとの推移は以下のとおりです。

(単位：人)

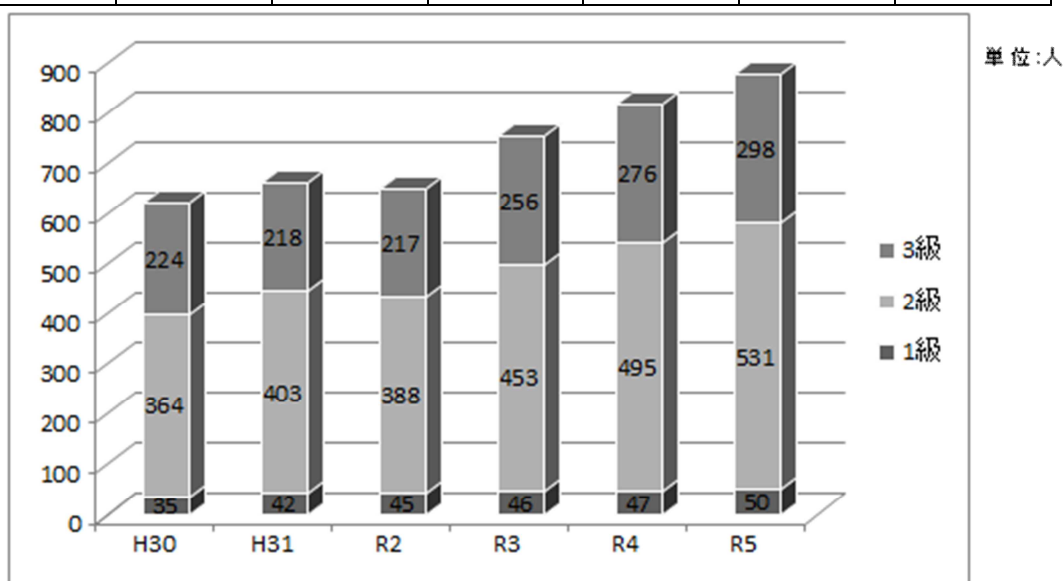
区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
精神障がい者数	623	663	650	755	818	879
市の人口	133,920	132,651	131,853	130,811	129,654	128,644
人口割合(%)	0.46	0.50	0.49	0.58	0.63	0.68

(2) 精神障害者保健福祉手帳の等級

令和5年4月1日現在、1級が 50 人(6%)、2級が 531 人(60%)、3級が 298 人(34%)です。

(単位：人)

区 分	H30	H31	R2	R3	R4	R5
1 級	35	42	45	46	47	50
2 級	364	403	388	453	495	531
3 級	224	218	217	256	276	298
合 計	623	663	650	755	818	879



第6章 計画の体系

本計画は、次に掲げる1から9までを基本目標とします。

- 1 障害への理解・差別の解消
- 2 権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 生活支援の充実
- 4 社会参加の促進
- 5 保健・医療の充実
- 6 障がい児に対する支援体制の充実
- 7 就労支援の充実
- 8 生活環境の整備
- 9 情報提供の充実

1 障害への理解・差別の解消

(1) 障害への理解の促進と福祉のまちづくりの推進

誰もが、相互に人格と個性を尊重し、地域で共に支え合う福祉のまちづくりを実現するためには、地域住民一人ひとりが、障害に対する理解を深めることが重要です。

従前から、障がい者やその家族等が中心となって組織している障がい者団体が、社会参加を目的とした自主的な福祉活動等を実施していますが、社会参加を促進するためには、障害に対する理解を更に深める必要があります。

【今後の取組】

① 共に生きるまちづくり(障がい療育支援課)

共生社会の理念の普及のため、関係機関や福祉団体等の連携による啓発活動を推進するとともに、マスメディア等の協力も得て、地域住民の理解促進のための広報活動の実施に努めます。

また、障害者差別解消法に関する啓発を行うとともに市職員が同法の

理解を深めるための研修を実施していきます。

② 地域住民の福祉意識高揚のための仕組みづくり(福祉企画課)

障がい者と住民の交流や福祉に関する情報の共有、地域福祉活動を推進していく上での住民意識の高揚、地域福祉活動拠点整備や心のバリアフリー^(※注4)への取組、保健・医療・福祉の連携等により障がい者福祉推進のための仕組みづくりに取り組みます。

③ 障がい者団体や支援団体の育成・支援活動活性化への取組(障がい療育支援課)

今後においても障がい者団体や支援団体との連携を深めながら、各種事業の推進による障がい者の理解及び社会参加を図るとともに、障がい者団体自らが行う事業の自主的な運営を支援するなど、障がい者団体及び支援団体の育成と活動の活性化を図ります。

(2) インクルーシブ^(※注7)教育の推進(学校教育課)

障害の有無に関わらず、支え合って生活していくためには、幼少～学齢期(小・中・高等学校)における福祉教育を推進するとともに、高齢者や障がいのある人との交流活動を深め、次世代を担う児童・生徒が「やさしい福祉の心」を育むことが必要です。

【今後の取組】

① 道徳や総合的な学習の時間等における取組

小・中学校における総合的な学習の時間「富士山学習」は、20年の積み重ねのもと、多くの成果を实らせてきています。

今後も、児童生徒へ「福祉」をテーマとする学習や体験活動に積極的に取り組めるように支援します。

② 福祉体験やボランティア活動の実践

地域福祉活動への参加や、福祉施設訪問などの機会を充実させ、児童生徒の福祉体験やボランティア活動の実践につなげます。

③ 特別支援学級と通常学級の交流の推進

ア 障がいのある児童・生徒との触れ合いや共に行動できる環境づくりに努めます。

イ 障がいのある児童・生徒の受入れを可能とするため、各校の施設、人的配置等、ハード・ソフト両面にわたる環境整備に努めます。

④ 心のバリアフリー・心のユニバーサルデザイン^(※注5)を推進

歩道に自転車を止めない、障がい者用駐車場に車を止めない、優先席では席を譲るなど、自分以外の人へのちょっとした心配り、気配りをするのが、心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインです。

様々な福祉学習を進める中で、最も基本となる、障がい者に対する差別や偏見等をなくすため、心のバリアフリー・心のユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。

2 権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 障がい者の権利や意思を尊重していく社会の実現^(福祉総合相談課・障がい療育支援課)

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。

【今後の取組】

① 権利擁護と意思決定支援の推進

障がい者が、必要な支援を受け、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮・自己実現できるように、行政、事業者だけでなく、市民に開かれた研修会を行う等、共生社会の実現に向けた取組を実施します。

また、障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、市民の成年後見制度に対する理解を高め、サービス提供事業者等に対する研修を行い、意思決定支援の質の向上や、成年

後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を行います。

制 度	H30	H31	R2	R3	R4
日常生活自立支援事業 利用者数	43件	46件	51件	47件	47件
成年後見制度申立件数	41件	36件	47件	29件	37件
市長申立件数	2件	1件	2件	2件	3件

(2) 権利擁護と虐待防止

障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止を図るため、支援体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進する必要があります。

【今後の取組】

① 虐待の防止（障がい療育支援課）

障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行い、虐待の早期発見や防止に向けて取り組み、虐待通報には適切に丁寧に対応します。

3 生活支援の充実

(1) 生活支援体制の整備・充実

個人の多様なニーズに対応し、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、生活支援体制の整備やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進し、安心して暮らせる地域社会の実現に向けた体制の確立が必要です。

また、障がい者の支援者は家族である場合が多く、家族の高齢化等により課題が生じてきていることから、市、関係機関、ボランティア、地域住民等が連携し、それぞれが求められる役割を果たすための体制づくりが必要となっています。

【今後の取組】

① 障がい者が安心して相談できる体制の充実

ア 相談支援事業を充実して、増加する障がい者の各種の問題について、安心して相談できる体制の強化を図ります。また、相談窓口の周知を図り、難病患者も含め、市民にとって相談しやすい体制を構築します。(障がい療育支援課)

イ 重層的支援体制整備事業等による他分野との連携を促進し、包括的な支援体制の整備に努めます。(福祉総合相談課)

ウ 相談支援事業に係る相談員、富士宮市心身障害者相談員その他相談業務に携わる者の資質向上に努めます。(障がい療育支援課)

エ 地域自立支援協議会において、相談支援事業の評価や今後の在り方について協議を行い、適切な障害福祉サービス利用を図るとともに、地域課題の解決を図るため、関係機関との連携体制確立に努めます。(障がい療育支援課)

② 地域福祉活動推進体制の充実(福祉企画課)

ア ボランティアや地域住民の幅広い参加による地域福祉活動推進体制の充実に努めます。

イ NPO法人やボランティア団体等の地域福祉活動を支援するとともに、サービス提供に係る指導者及び担い手の育成に取り組み、地域福祉活動への市民参画の仕組みづくりの確立を目指します。

ウ 共に支え合う地域福祉環境づくりのために、地域住民の地域福祉活動拠点整備を進め、地域福祉活動を支える地域団体等のネットワークづくりなど、地域福祉活動を活性化するためのよりよい環境整備を目指します。

エ 障がい者の社会参加を促進するとともに、在宅生活を支援するための地域活動拠点の確保に努めます。

③ 障害福祉サービス等の充実と質の向上(障がい療育支援課)

ア 訪問系サービスの充実

居宅介護サービスについて、必要度に応じた供給量確保に努めるとともに質の向上を図ります。

イ 日中活動系サービスの充実

身近な場所での日中活動利用が可能となるようなサービス供給量確保に努めるとともに質の向上を図ります。

ウ 居住系サービスの充実

障がい者が個人の尊厳を保ち、住み慣れた地域で生活ができるよう、居住の場の確保に努めます。

エ 補装具・日常生活用具の給付

障がい者の身体的機能を補い、身の処理や移動などの日常生活を容易にするための補装具、生活用具の必要かつ十分な給付に努めます。

オ 障害福祉サービス第三者評価の推進

第三者機関による障害福祉サービスの評価を推進し、サービスの質の向上に努めます。

カ 障がい者を支える福祉人材の育成・確保

相談支援及びサービス提供の質の向上及び人材確保のため、地域の中核的な役割を担う主任相談支援専門員の養成を推進します。

④ 精神障がい者の地域への移行・定着

精神障がい者への医療の適切な提供・支援のため、入院中の精神障がい者を訪問し、個別にヒアリングし、早期退院に向けた支援及び地域定着に必要な住まいの場の確保、就労支援など生活基盤等の確保に努めます。

⑤ 家族支援

障がい者を抱える家族は、介護に伴う身体的負担や社会の偏見・無理解などによる精神的苦痛やストレスなど様々な問題に直面しているため、居宅介護・短期入所などのサービス利用による負担軽減や、保健・医療・福祉などの情報提供、障がい理解のための啓発活動等の支援に

努めます。

また、親亡き後も安心して生活できるよう、地域全体で障がい者を支える体制を構築します。

4 社会参加の促進

(1) 外出・社会参加の促進（障がい療育支援課）

社会活動への参加がしやすいように、建物や道路のハード面に関するバリアフリー化を進めるとともに、外出のための手段の確保、社会参加の場の確保など多様な対策が必要です。

富士宮市手話言語条例の制定により、市の責務として、障がいのある人が暮らしている地域で手話などのコミュニケーション手段を利用するための環境を整えます。

【今後の取組】

① 地域生活支援事業の充実

サービス基盤の確保及び質の向上に努めるとともに、適切な利用について周知を図ります。

ア 移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある人について、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行います。

イ コミュニケーション支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、意思疎通の円滑化を図ることを目的として、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。

ウ 地域活動支援センター

障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的として、障がい

者の通所による、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
また、事業についての評価を行います。

エ 自動車改造給付・運転免許取得助成

障がい者が就労等に伴い自ら所有し運転している自動車のハンドル等の改造や運転免許取得に対し、助成を行います。

オ 移動制約者運賃助成

重度の障がい者に対して、地域での生活を支えるためにタクシー運賃の助成を行います。

② 福祉作品展等、障がい者が参加できるイベントの開催及び支援

障がい者が参加できるイベントを開催するとともに、障がい者団体が実施するイベントを支援します。

③ 在宅障がい者等へのサービス

意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）やガイドヘルパー派遣事業等の充実に努めます。

(2) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

スポーツ・レクリエーション・文化活動を通じて、社会参加の場を拡充することは、充実した生活を送るための手段として重要なものとなります。

【今後の取組】

① 交流の促進（障がい療育支援課）

障がい者が心豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動を行う場の確保を図るとともに、一般の人たちに障害に対する啓発の場として、その機会の拡充に努めます。

② スポーツ教室等の開催（スポーツ振興課）

スポーツ・レクリエーション教室への障がい者の参加に対し、指導員やボランティアの理解を深めるとともに、各団体等に対する協力要請に努めます。

5 保健・医療の充実

(1) 障害の原因となる疾病等の予防（健康増進課）

予防できる障害は、本人はもとより、医療機関・行政等が、各々の役割を十分果たして予防に努めることが必要となります。障害の発生原因には、先天的なものと後天的なものがあります。

先天的な障害発生の予防には、妊娠期における障害発生要因の啓発や周産期医療の充実を図ることが必要となります。

後天的な障害については、障害の発生原因となる率が高い疾病である「脳血管疾患」「心臓病」「糖尿病」「高血圧」などを予防するため、「生活習慣病予防」の健康教育・健康診断・保健指導等を充実し、個々の市民の食生活改善などを中心とした自己管理能力を高めるとともに、罹患してしまった場合に対応するための医療提供環境を確保することが必要となります。

また、近年ストレスにより体調を崩す方も増加しており、学校、職場、地域における心の健康に関する相談の機会を充実し、心の健康づくり対策を推進していく必要があります。

乳幼児期においては、健康診断や相談の体制をつくり、気になる子や障がい児の早期発見に努めるとともに、医療機関や関係機関の連携体制により、適切な精密検査や治療・療育が受けられる環境を確保することが必要となります。

また、障害を早期に発見した場合は、適切な治療・療育を行うことにより、障害の軽減や重度化を防止し、本人や家族の負担を軽減する必要があります。

【今後の取組】

① 早期発見体制の充実

健康状態を適切に把握するため必要な対象時期に、健康診断・事後指導を充実させ、早期発見に努めます。

また、健康教育・相談事業の充実を図ることにより、早期発見につなげます。

② 成人保健・健康づくり事業の充実

生活習慣病の発症・重症化の予防とともに、健康の維持増進・健康づくりへの取組を推進するため、各種健康診断・保健指導・健康相談・健康教育の充実に努めます。

③ 精神保健福祉事業の充実

富士健康福祉センター・医療機関・障がい福祉サービス事業所等と連携をとりながら、健康教育・相談事業の充実に努めます。また、心の健康づくり対策に取り組むを行うとともに、情報発信にも努めます。

(2) 障がい者のための保健・医療環境の確保

健康の保持増進、病気の治療・再発予防・障がい程度の進行予防だけでなく、障害の軽減に大きな役割を果たすことが期待されます。

また、機能維持・回復に係るリハビリテーション医療、人工透析等の高度・特殊医療など、障がいの種別・程度に応じた医療提供環境が必要になるとともに、障がい者の在宅生活を支援するための在宅医療の必要性が高まる中、保健・医療・福祉のネットワークづくりによる連携強化が強く求められています。

【今後の取組】

① 医療提供環境等の確保（福祉企画課）

医療機関や関係機関と連携を図り、適切な治療・療育などの体制確保に努めます。

② 保健・医療・福祉の連携（福祉企画課）

医療機関や関係機関等が連携を密にとり、ネットワークづくりに努めます。

③ 医療費等に関する制度の周知・利用支援（障がい療育支援課）

適切な医療を受けやすくするため、自立支援医療・医療費助成制度等の制度の周知を図り、その利用を支援します。

6 障がい児に対する支援体制の充実

障がい児に対する支援には、保健・医療・福祉・教育など、関係機関が連携を密にし、出生から生涯を通じた、一貫した支援体制を確保することが必要となります。

スムーズな支援体制を進めていくに当たり、富士宮市地域自立支援協議会におけるネットワークの構築を行っていきます。

(1) 早期発見・早期療育支援（障がい療育支援課）

乳幼児期における障害の早期発見及び適切な支援は、心身の発達に最も影響があると言われていることから、早期療育支援体制の確立は、重要な課題事項となります。

【今後の取組】

① 早期発見・早期療育支援

地域における療育の中核的施設として、早期相談への働きかけと早期支援に努め、就園及び就学に向けた子どもの健やかな成長を支援します。

(2) 療育支援（障がい療育支援課）

障がい児の療育支援については、日常生活の習慣等を身に付けるための療育指導、身体機能の維持・改善を目指すリハビリテーション的な療育指導など、広範にわたる機能・役割を果たす体制整備が求められます。

【今後の取組】

① 地域支援

地域全体で支援する体制づくりに向けて、療育に対する認識と対応を高めるため、園（保育園、幼稚園等）の訪問や、関係機関（保育園、幼稚園、事業所）の従事者を対象にした研修事業を実施し、連携を強化します。

② 専門的な療育支援

専門的な療育が必要な障がい児に対しての、効果的な支援の提供体制の確保に努めます。

(3) 障がい児保育

障がい児それぞれの特性に合わせた療育や保育環境の整備が求められます。

【今後の取組】

① 保育環境の整備（障がい療育支援課、子ども未来課）

幼稚園教諭や保育士、関係機関の支援者といった地域のネットワークの強化から、児童発達支援センターあすなろ園利用児童の幼稚園・保育園との交流や移行を図り、適切な発達支援環境の整備に努めます。

また、保育園・幼稚園に通園する障がい児が、心身共に無理のない保育を受けられるよう、関わる職員のスキルアップや保護者の理解と受認の推進による適切な保育環境の整備に努め、特に近年、医療的ケア児の保育園の入園希望が増加していることから、医療的ケア児の受け入れ体制を整備すべく、職員のスキルアップ、個々に対応した環境の整備及び看護師の確保に努めます。

(4) 教育施策（学校教育課）

特別支援教育の実践には、特別支援学校・特別支援学級の児童生徒のみを対象とするのではなく、支援を要するすべての児童生徒一人ひ

とりについて個別の教育支援計画を作成するとともに、その支援体制を充実することが求められます。

【今後の取組】

① 特別支援教育の啓発

特別支援教育コーディネーターを中心に、各校で、保護者や児童生徒、教職員に対して、特別支援教育の啓発に努めます。

② 特別支援教育の推進・充実

富士宮市特別支援教育推進のための重点を明確に示し、各学校の共通理解のもと、特別支援教育の推進・充実を目指します。

③ 特別支援教育関係機関の連携

幼児期から学校卒業後の就労等に至るまで、一貫した支援を行うために、富士宮市特別支援連携協議会を開催し、保健・医療・福祉・教育等関係機関の連携強化による支援体制の充実に努めます。

7 就労支援の充実

(1) 雇用の促進(障がい療育支援課)

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき障害者雇用率が定められ、障がいのある人の就労の場の確保が求められている中、市、公共職業安定所、学校、就労移行型施設、企業、事業所等の相互連携体制の充実による障がい者の雇用の促進が求められています。

【今後の取組】

① 就労支援の充実

一般の企業等に就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上を図るため、就労移行支援事業所及び特別支援学校、企業、公共職業安定所等の関係機関との連携強化を図ります。福祉サービスを利用して一般就労をした障がい者に対し、就労継続を図るため、

就労に伴う日常生活または社会生活を営む上で、家族や関係機関と各般の問題に関する相談、指導及び助言などの必要な支援を就労定着支援事業所が行い、障害者就業・生活支援センターと連携して、雇用継続への体制構築を図ります。

② 福祉的就労への支援

就労や生産活動の機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図るため、就労継続支援事業の質の向上に努めます。

また、就労継続支援事業所等の製品の生産・販売に関する情報提供、製品開発、販路拡大等への支援等を行うことにより、事業所で働く障がい者の工賃の向上に努めます。

③ 雇用への理解

障がい者雇用を理解を持ち、雇用環境の整備に努めている一般企業へ対し、優良事業所表彰を行うことで、市全体の障がい者雇用意識の高揚を図ります。

8 生活環境の整備

(1) 障がい者にやさしいまちづくりの推進

国の「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や、静岡県の「静岡県福祉のまちづくり条例」の施行により、障がい者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加するためには、交通機関、公共施設のバリアフリー化を進め、やさしいまちづくりを推進する必要があります。

【今後の取組】

① ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの啓発（企画戦略課）

第5次富士宮市総合計画の基本構想に基づき、障がいのある人が地域で安心して暮らすことができる社会を目指すとともに、ユニバーサルデザインの考え方について、普及と意識の高揚に努める。

② 生活圏域における取組（福祉企画課）

公民館・地区集会場・学校施設など、生活圏域における公的な施設や、市内の休眠施設・休耕農地などを地域福祉資源として活用し、民間施設へのコミュニティスペース設置、施設等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化の取組を促進し、生活圏域における地域福祉活動拠点の充実に努めます。

(2) 居住環境の整備

障がいのある人が地域で自立した生活を営むためには、地域において生活できる多様な暮らしの場の確保が必要となるため、グループホームの確保や、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活空間の整備が求められます。

【今後の取組】

① 重度障がい者に配慮した居住環境の整備（障がい療育支援課）

重度の障がいのある人に対して、住宅改造に係る費用の助成を行います。また、グループホームの確保に努め、その家賃補助を行います。

② 市営住宅の改善（建築住宅課）

市営住宅維持補修事業を行い、障がいのある人が利用しやすいような手すりやスロープの設置、段差解消など、市営住宅の安全性を高め、障がいのある人に配慮した整備に努めます。

(3) 道路・公園等の整備

障がい者の、自由で安全な活動環境を確保するためには、道路や公園等にある物理的障壁を取り除くことが必要です。

道路や公園などを障がい者が利用しやすいように改善するなど、障がい者に配慮した施設改善を、今後も継続して進めていく必要があります。

【今後の取組】

① 道路や歩道の段差の解消（道路課）

障がい者が利用しやすいように、道路や歩道の段差の解消に努めます。

② 公園等施設のバリアフリー化（花と緑と水の課）

バリアフリー調査の結果をもとに、障がい者のニーズに応じたトイレの設置や駐車スペース等の確保に努めます。

③ ユニバーサルデザインに配慮した道路整備（道路課）

誰もが安全に安心して利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した道路整備に努めます。

(4) 交通に係る安全対策の充実（市民生活課）

障がい者が、安心して自立した地域生活を送るためには、道路にある障害物の除去、交通機関の整備促進等が必要となります。

【今後の取組】

① ノンステップバスの導入

宮バスにおいて、障がい者が利用しやすいノンステップバス（低床式バス）の導入に努めます。また、民間バス会社にノンステップバス（低床式バス）の導入を要請していきます。

② 公共交通機関の整備

障がい者の日中活動への参加を促進すべく、公共交通機関の整備・拡充に努めます。

(5) 防災・安全対策の充実

障がい者の平常時における家具固定等の防災活動、災害時における情報伝達、避難誘導及び避難生活に支援を要する在宅の人（避難行動要支援者）が、安心して日常生活を送るためには、救出・救護体制の確

立など総合的な防災対策を講ずる必要があります。

避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する情報を、平常時から整備しておくとともに、個々の特性に配慮した支援者・避難場所の選定など、要支援者支援体制の整備を図らなければなりません。

また、要支援者の日常の安全を確保するため、緊急通報システムを確保する必要があります。

【今後の取組】

① 防災知識の普及・啓発・防災訓練の実施（危機管理局）

関係機関・団体（行政・消防・富士砂防事務所、障がい福祉サービス事業者等）、地域住民、要支援者が、協働して防災知識の普及や啓発活動、防災訓練を実施することにより、相互理解を深めます。

② 要支援者支援体制の整備（福祉企画課）

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防、警察などの協力を得る中で、情報伝達、避難誘導、救助等による地域支援体制の確立を目指します。

また、発災時に円滑な避難支援を行うためには、平常時からの要支援者情報の収集・共有が不可欠なことから、要支援者名簿の対象者へ平常時から活用できる名簿への記載について同意の有無を確認し、同意を得られた方から個別避難計画の作成を実施します。

個別避難計画作成には、地域の支援関係者のほか、日頃から本人の状況を把握している福祉専門職の参画が重要となり、福祉専門職との協力体制の確立を目指します。

③ 災害時等における人材確保（福祉企画課）

地域活動団体をはじめ、職能団体、手話通訳者、点訳者など、要支援者支援ボランティアのネットワーク化により人材確保に取り組むとともに、富士宮市介護保険事業者連絡協議会、富士宮市障害福祉サービス事業者連絡協議会との災害対策相互協力基本協定の締結により、

要支援者に対する支援体制の構築に努めます。

- * 災害対策基本法の一部改正により、「災害時要援護者」の名称が「避難行動要支援者」となりました。

9 情報提供の充実

(1) 情報提供の充実

情報は、日常生活や社会参加などに欠かすことのできないものであることから、障がい者への提供方法は、障がいの種別や特性に配慮し、障がい者が入手しやすく分かりやすいものであり、さらに情報伝達機器の普及に対応したものであることが必要です。

【今後の取組】

① 「広報ふじのみや」等による情報提供（広報課）

障がい者に関する福祉や社会参加に役立つ各種情報について「広報ふじのみや」等により周知に努めます。

② 障害の特性に配慮した情報提供（障がい療育支援課）

情報伝達機器の発展に伴い、多様なコミュニケーション手段による情報バリアフリー化及び情報アクセシビリティ(※注8)の向上に努めます。

(2) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

難病患者への支援に関する情報の周知に努める必要があります。

【今後の取組】

- ① 難病患者にもわかりやすい情報資料の作成、制度の説明に努め、難病患者の特性に配慮した支援を行います。（障がい療育支援課）

第7章 計画の見直し及び進捗管理

制度改正等に関する見直しにつきましては、必要に応じて随時実施してま

います。

富士宮市障がい者計画の見直し及び進捗管理につきましては、「富士宮市保健・医療・福祉計画策定推進委員会」「障害専門委員会」において審議させていただきます。

用語（注）

1 「障害」と「障がい」の使用について：

法令や条例、制度、施設名、法人又は団体の固有名詞等については、漢字表記「障害」と表記しています。

一方、「障害」の「害」の字には、「そこなう」「いためる」「きずつける」など否定的な意味があるため、その表記が市民に不快感を与える場合があり、また、障がいのある人への障害を理由とした差別や偏見をなくし、心のバリアフリーを推進する観点から、富士宮市では、人を指し示す場合には「障害」の「害」を「がい」とひらがなで表記しています。

2 リハビリテーション：

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方。

3 ノーマライゼーション：

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

4 バリアフリー：

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

5 ユニバーサルデザイン:

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア(障壁)に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

6 合理的配慮:

合理的配慮は、個々の場面において、障がいのある人から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明が合った場合において、その実施に伴う負担が過重でないときに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組み。

例: 窓口等で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談・読み上げなど)で対応することなど。

7 インクルーシブ:

障がいの有無や性別、性的志向、人種など、同じ人間であっても様々な違いがあり、このような違いを認め合い、すべての人がお互いの人権と尊厳を大事にして共に生きていけること。

8 アクセシビリティ:

利用者が機器・サービスを円滑に利用できること。利用しやすさ